## 第 37 号 議 案

長崎県工業技術センター条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和6年2月20日

## 長崎県知事 大 石 賢 吾

## 長崎県工業技術センター条例の一部を改正する条例

長崎県工業技術センター条例(平成元年長崎県条例第47号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

	改正後						改正前							
別表	別表第2(第9条関係)						別表第2(第9条関係)							
番号	事務の名称	手数料の名称		区分	単位	金額		番号	事務の名称	手数料の名称		区分	単位	金額
1	工鉱試験検査	工鉱試験検査	(1) 強	度試験	1 試料	2,600円		1	工鉱試験検査	工鉱試験検査	(1) 強	度試験	1 試料	1,660円
	に係る材料の	に係る材料試			1 試験				に係る材料の	に係る材料試			1 試験	
	試験の実施	験手数料	(2) 略	•					試験の実施	  験手数料	(2) 略			
			(3) 組	織試験							(3) 組	織試験		
			ア	1類	1 試料	2,470円					ア	1 類	1 試料	2,380円
					1 試験								1 試験	
			1	2 類	同	3,840円					イ	2類	同	3,840円
			ウ	3 類	同	6,040円					ウ	3類	同	6,040円
2	略							2	略					
3	工鉱試験検査	工鉱試験検査	定量分	(1) 金属鉱物	1 試料	5,210円以上		3	工鉱試験検査	工鉱試験検査	定量分	(1) 金属鉱物	1 試料	5,200円以上
	に係る化学試	に係る化学試	析	類の分析試	1 試験	6,000円以下			に係る化学試	に係る化学試	析	類の分析試	1 試験	5,980円以下

	験の実施	験手数料		験				験の実施	験手数料		験		
				(2) 食品の分							(2) 食品の分		
				析試験							析試験		
				アー普通	1 試料	2,200円					アー普通	1 試料	2,190円
					1 試験							1 試験	
				イ 精密	同	4,490円					イ 精密	同	4,400円
				ウ特殊	同	6,200円					ウ特殊	同	6,200円
				(3) 水質分析							(3) 水質分析		
				試験							試験		
				アー普通	1 試料	1,620円以上					ア普通	1 試料	1,610円以上
					1 試験	1,660円以下						1 試験	1,650円以下
				イ複雑	同	3,090円以上					イ複雑	同	3,090円以上
						5,110円以下							5,110円以下
				ウ 精密	同	4,610円以上					ウ 精密	同	4,600円以上
						4,790円以下							4,780円以下
				(4) その他工	1 試料	7,700円					(4) その他工	1 試料	7,690円
				業原料及び	1 試験						業原料及び	1 試験	
				製品等の分							製品等の分		
				析試験							析試験		
			定性分析	沂	1 試料	4,300円以上				定性分	折	1 試料	4,290円以上
					1 試験	7,700円以下						1 試験	7,690円以下
4	工鉱試験検査	工鉱試験検査	(1) デ	ザインの調整	1件	1時間以内	4	工鉱試験検査	工鉱試験検査			1件	1時間以内
	に係るデザイ	に係るデザイ				の場合に		に係るデザイ	に係るデザイ				の場合に
	ンの調整の実	ンの調整手数				あっては		ンの調整の実	ンの調整手数				あっては
	施	料				4,090円、		施	料				3,940円、
						1時間を超							1時間を超
						える場合に							える場合に

5 略		5	略 略	
	<u>分</u>			
		4,800円		
	ログラム 分			
		3,260円		
	ログラム 分	-,		
	<u>リング</u> (4) 三次元測定機プ 1件30 3	3,940円		
		2,400円		
	<u>ング</u> <u>分</u> (2) ドギャミのエデ 1/#20 5	0.400[]		
		3,300円		
		草した額		加算した名
	2,26	60円を		2,170円
	なす	す。) に		なす。) し
	は30	0分とみ		は30分とる
	未満	あの場合		未満の場合
		(30分		ごと (305
	分経	<b>を過する</b>		分経過する
	あっ	っては30		

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## (提案理由)

専門知識が必要な機器についての手数料項目の新設及び関係経費の増減に伴い、手数料の一部について所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。